平成２６年（フ）第２１号
秋田県由利本荘市西目町出戸字堀切16番地、住民票上の住所秋田県由利本荘市薬師堂字谷地118番地２
破産者　佐渡　敏美
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第５７号
秋田県湯沢市川連町字大舘105番地１
破産者　佐藤　陽子
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第５９号
秋田県湯沢市関口字上寺沢68番地22
破産者　佐々木　透
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第４９号
山形県上山市金谷字金ヶ瀬111番地　山形盲学校寄宿舎、住民票上の住所山形県米沢市東３丁目１番32号
破産者　小出　利弘
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第３５４号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目５番地１　ホワイトベル203
破産者　吉野まどか（旧姓工藤）
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第５号
埼玉県児玉郡美里町大字小茂田433番地13
破産者　逸見　うた
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１７１号
富山市中市１丁目19番２号
破産者　坂尻　　薫
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７２号
富山市中市１丁目19番２号
破産者　坂尻さおり
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８１号
福井県吉田郡永平寺町けやき台530番地
破産者　齋藤　勝憲
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３００号
福井県勝山市郡町２丁目６番44号
破産者　竹内　弘二
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
島根県鹿足郡津和野町高峯522番地１
破産者　三浦　秀次
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第６２３号
広島市西区庚午北１丁目20番20―301号　第一イスズビル
破産者　重森　竜也
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０号
広島県福山市駅家町大字万能倉12番地２
破産者　藤井壮太郎
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第５７号
福岡県田川郡福智町神崎1373番地
破産者　大島　泰子
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第５０号
宮崎県日南市大字板敷7781番地１
破産者　田中　忠文
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第４０１号
最後の住所仙台市青葉区八幡７丁目19番６号
破産者　亡及川信一相続財産
１　決定年月日　平成27年３月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
新潟県見附市学校町１丁目６番16号
破産者　株式会社高橋清次商店
１　決定年月日　平成27年３月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４９９号
兵庫県加古郡稲美町国安1109番地ミナトビルディング
破産者　株式会社トレジャーボート
１　決定年月日　平成27年３月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４７９号
仙台市若林区上飯田４丁目９番16号
破産者　株式会社テックス
１　決定年月日　平成27年３月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
秋田県潟上市昭和大久保字北野細谷道添129番地
破産者　青木建設株式会社
１　決定年月日　平成27年３月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部